

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人田辺恒貞、同表久雄、同渡辺洋一郎、同阿部隆彦、同村上政博の上告

理由第三点について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当としては認めることができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取扱い判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

同第一点及び第二点について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいては、上告会社の各担当者が第一審判決別紙第二記載の記事の内容を真実と信じたことについて相当の理由があつたものということはできないものとして、上告会社の抗弁を排斥した判断は正当であり、その判断の過程に所論の違法はない。論旨は、原判決を正解しないでその判断を非難するか、又は独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	本	山		亭
裁判官	中	村	治	朗

裁判官 谷 口 正 孝